

旭川医科大学発注者綱紀保持委員会要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月18日学長裁定)

旭川医科大学発注者綱紀保持委員会要項の一部を改正する要項

旭川医科大学発注者綱紀保持委員会要項（令和元年8月30日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>(2) 人事課長</p> <p>(3) 会計課長</p> <p>(4) 施設課長</p> <p>(5) <u>経営企画課</u>課長補佐（契約室長）</p> <p>(6) 施設課課長補佐（契約担当）</p> <p>(7) その他事務局次長（総務・教務担当）が必要と認めた者</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】</p> <p>令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>(組織)</p> <p>第3 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 事務局次長（総務・教務担当）</p> <p>(2) 人事課長</p> <p>(3) 会計課長</p> <p>(4) 施設課長</p> <p>(5) <u>会計課</u>課長補佐（契約室長）</p> <p>(6) 施設課課長補佐（契約担当）</p> <p>(7) その他事務局次長（総務・教務担当）が必要と認めた者</p> <p>(略)</p>